

自動車環境管理計画書等  
作成の手引き  
(令和 8 年度～令和 12 年度用)

令和 8 年 3 月

千葉県環境生活部大気保全課

# 目次

1. 制度の概要 .....	- 1 -
2. 提出書類確認用フローチャート .....	- 2 -
3. 提出書類の種類と提出期限 .....	- 3 -
(1) 自動車環境管理計画書 .....	- 3 -
(2) 自動車使用管理計画書 .....	- 3 -
(3) 自動車環境管理者選任届出書 .....	- 3 -
(4) 自動車環境管理計画書変更届出書 .....	- 4 -
4. 届出様式と提出方法 .....	- 5 -
(1) 届出様式の入手方法 .....	- 5 -
(2) 自動車環境管理計画書・自動車使用管理計画書様式について .....	- 5 -
(3) 自動車環境管理計画書等の提出方法 .....	- 5 -
5. 自動車環境管理計画書の作成方法 .....	- 7 -
A) 計画表紙 .....	- 7 -
B) 計画事業所 .....	- 8 -
C) 計画自動車一覧 .....	- 9 -
D) 計画代替 .....	- 14 -
E) 計画措置 .....	- 15 -
Q & A .....	- 16 -
6. 自動車使用管理計画書の作成方法 .....	- 17 -
Q & A .....	- 19 -
7. 自動車環境管理者選任・解任届出書の記入例 .....	- 20 -
8. 自動車環境管理計画書変更届出書の記入例 .....	- 20 -

# 1. 制度の概要

## 【千葉県環境保全条例】

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、千葉県内で**特定自動車**<sup>※1</sup>を30台以上使用している事業者（以下「**特定事業者**」とします。）は、千葉県環境保全条例に基づき、「自動車環境管理計画書」を提出する義務があります。

なお、この計画書の記載事項は、「自動車の使用に伴う環境負荷の低減を図るための指針」に基づいたものになります。

また、「自動車環境管理実績報告書」により、計画書に記載している事項についての実績を事業年度毎に報告する義務があります。

## 【自動車NOx・PM法】

特定事業者のうち、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」とします。）で規定する千葉県内の**対策地域内**<sup>※2</sup>を使用の本拠として**特定自動車**を30台以上使用している事業者（**自動車運送事業者等**<sup>※3</sup>は除く）は、自動車NOx・PM法に基づく「自動車使用管理計画書」を提出する義務があります。

また、「自動車使用管理状況報告書」により、計画書に記載している事項についての実績を事業年度毎に報告する義務があります。

※「自動車運送事業者」や「第二種貨物利用運送事業者」に該当する場合は所轄の運輸支局へ「自動車使用管理計画報告書」または「定期報告書」の提出をしてください。

（詳細や様式等については下記関東運輸局 HP 参照）

URL : [https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou\\_koutu/kamotu/nox\\_pm/index.htm](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/nox_pm/index.htm)

### ※1 特定自動車とは

貨物自動車（1、4、6ナンバー）、乗合自動車（2ナンバー）、乗用自動車（3、5、7ナンバー）及び特種用途自動車（8ナンバー）

なお、軽自動車、二輪車、特殊自動車（0、9ナンバー）及び被けん引車を除きます。

### ※2 対策地域とは

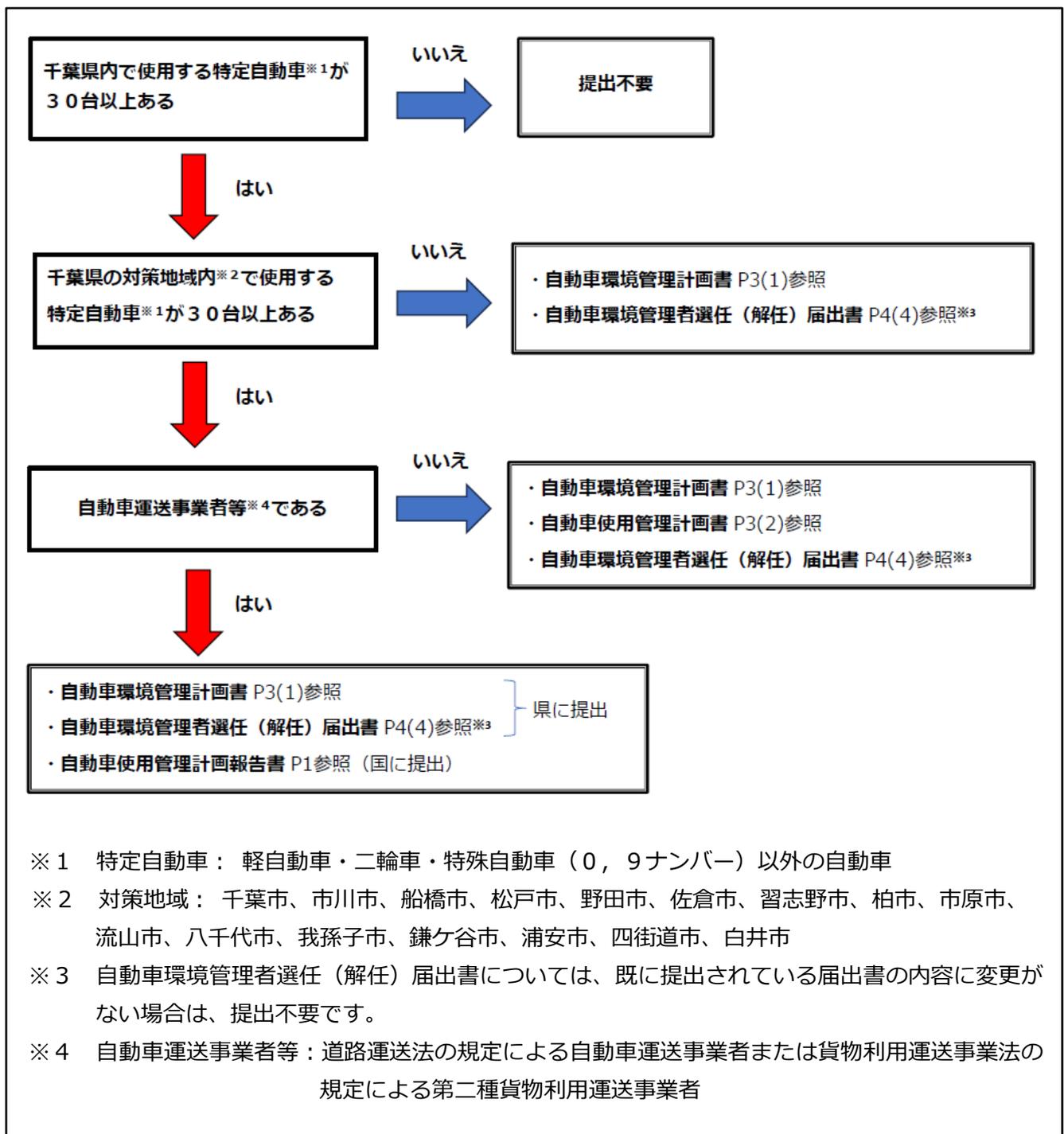
自動車NOx・PM法に基づく千葉県内の対策地域

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市

### ※3 自動車運送事業者等とは

道路運送法の規定による自動車運送事業者または貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者

## 2. 提出書類確認用フローチャート



※計画書を提出した翌年度以降は、前年度末（3月31日）の自動車保有状況に基づいた自動車環境管理実績報告書等を作成し、提出してください。

### 3. 提出書類の種類と提出期限

#### (1) 自動車環境管理計画書（千葉県環境保全条例【第55条の2】）

【対象となる事業者】

千葉県内の事業所において特定自動車を30台以上使用している事業者

【提出期限】

該当することとなった日から90日以内又は前に提出した計画書の計画期間が満了した日から60日以内

※翌年度以降、計画期間内は自動車環境管理実績報告書を提出する義務があります。

#### (2) 自動車使用管理計画書（自動車NOx・PM法【第33条】）

【対象となる事業者】

自動車NOx・PM法で規定する千葉県内の対策地域内が使用の本拠である特定自動車<sup>①</sup>を30台以上使用している自動車運送事業者等以外の事業者

【提出期限】

該当することになった日又は前に提出した計画書の計画期間が満了した日から3か月以内

※翌年度以降、計画期間内は自動車使用管理状況報告書を提出する義務があります。

#### (3) 自動車環境管理者選任届出書（千葉県環境保全条例【第55条の5】）

特定事業者は、次の職務を行わせるため、「自動車環境管理者」を選任しなければいけません。

- ア 自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握
- イ 自動車環境管理計画書に記載された事項について、自動車の運行等に従事する者への指導及び助言
- ウ 自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために必要な業務

【対象となる事業者】

自動車環境管理者を選任又は解任した特定事業者

【提出期限】

自動車環境管理者を選任又は解任した日から60日以内

※自動車環境管理者を選任又は解任した場合は届出をしてください。

#### (4) 自動車環境管理計画書変更届出書（千葉県環境保全条例【第55条の2】）

提出した自動車環境管理計画書の内容を計画期間途中に変更した場合は届出をしてください。詳細については大気保全課までお問い合わせください。

##### 【対象となる事業者】

自動車環境管理計画書を提出した後、その内容に変更があった特定事業者

##### 【提出期限】

自動車環境管理計画書の内容を変更した日から60日以内

##### 【問い合わせ先】

千葉県環境生活部大気保全課 自動車環境対策班

TEL：043-223-3557

Eメール：[car2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:car2@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 4. 届出様式と提出方法

### (1) 届出様式の入手方法

様式については千葉県のウェブサイトからダウンロードができます。

タイトル:「**県内で 30 台以上の自動車を使用している事業者の届出義務**」

(URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyokanri/kankyokanri.html>)

- 自動車環境管理計画書・自動車使用管理計画書 (同一ファイル)
- 自動車環境管理者選任(解任)届出書 (該当時のみ)
- 自動車環境管理計画書変更届出書 (該当時のみ)

### (2) 自動車環境管理計画書・自動車使用管理計画書様式について

事業所数と自動車使用台数によって様式が異なりますので、該当する様式を選択してください。

#### ① Excel 様式

- ① 事業所数 10 以下・台数 200 台以下
- ② 事業所数 10 以下・台数 1000 台以下
- ③ 事業所数 150 以下・台数 1000 台以下
- ④ 事業所数 100 以下・台数 5000 台以下

#### ② PDF 様式 ※Excel 様式を開くことができない際にご使用ください。

- ・事業所数 10 以下・台数 200 台以下

※事業所数が 11 以上または台数が 201 台以上の場合は以下の様式を使用してください。

- ・計画事業所追加記入用
- ・計画自動車一覧追加記入用

### (3) 自動車環境管理計画書等の提出方法

以下の①～③のいずれかの方法により**電子データ**で提出してください。

Excel を使用できる場合は、PDF 等に変換せずに **Excel のまま**提出してください。

#### ① <Eメール>

様式を添付し、以下の件名でメールアドレスあてに送付してください。

メールの件名: 自動車環境管理計画書等の提出

Eメールアドレス: [car2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:car2@mz.pref.chiba.lg.jp)

② <電子申請>

「ちば電子申請サービス」を利用して提出してください。

URL : <https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/>

手続き名 : 「千葉県環境保全条例」及び「自動車NOx・PM法」に基づく計画書・  
報告書等について

※ 「ちば電子申請サービス」については以下のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/tetsuzuki/denshishinsei.html>

詳しい操作方法やご質問については、コールセンターにお問い合わせください。

【受付時間】 平日 9:00～17:00（年末年始除く）

固定電話 : 0120-464-119（フリーダイヤル）

携帯電話 : 0570-041-001（有料）

③ <郵送>

様式のファイルを CD-R・CD-RW・DVD-R・DVD-RW のいずれかに格納し、  
郵送してください。（返却不可）

【送付先】 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県環境生活部大気保全課自動車環境対策班（本庁舎 3 階）

【問い合わせ先】

千葉県環境生活部大気保全課 自動車環境対策班

TEL : 043-223-3557

Eメール : [car2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:car2@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 5. 自動車環境管理計画書の作成方法

この手引きでは、Excel 様式を使用した作成方法について説明します。

計画書は、前年度末（3月31日）の自動車保有状況等に基づいて作成してください。  
 なお、初めて計画書を提出する事業者は、特定事業者となった日を基準日としてください。  
 （※PDF 様式については別途お問い合わせください。）

### A) 計画表紙

○ 「自動車使用管理計画書」提出 <b>10</b>		整理番号 <b>1</b>
		令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <b>2</b>
千葉県知事 様		
〒	260 - 8667	<b>3</b>
住 所	千葉市中央区市場町1-1	
フリガナ	〇〇カブシカイシャ	
氏名又は名称	〇〇株式会社	
代表者役職名 氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
<small>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</small>		
自動車環境管理計画書		
千葉県環境保全条例第55条の2第1項の規定により、自動車環境管理計画を次のとおり提出します。		
特定事業者の氏名又は名称	〇〇株式会社 <b>3</b>	
千葉県における主たる事業所の所在地	〒 260 - 8667	<b>4</b>
	千葉市中央区市場町1-1	
使用する自動車の台数 <b>5</b>	63	台
業 種 <b>7</b>	その他のサービス業	番 号 <b>6</b> 95
従 業 員 数 <b>8</b>	100	人
自動車環境管理計画	別添のとおり	
担当者の所属、氏名及び連絡先	所 属 <b>9</b>	□□部△△課
	氏 名	〇〇 〇〇
	電 話	043-***-****
	FAX	043-***-****
	電子メールアドレス	abcd @ efg hijl.m.com
※ 受付欄		

- ① 前年度に提出した報告書、または通知文書の封筒あて名に記載されている「A-」もしくは「B-」から始まる整理番号（半角英数字）を記入してください。  
（※初めて計画書を提出する事業者は空欄でかまいません。）
- ② 提出年月日を記入してください。
- ③ 特定事業者の情報を記入してください。
- ④ 主たる県内の特定事業所の所在地を記入してください。
- ⑤ 「計画自動車一覧」シートを記入すると自動で入力されます。
- ⑥ 産業分類表を参照し、業種番号を記入してください。
- ⑦ ⑥を記入すると自動で入力されます。
- ⑧ 自動車を使用していない事業所を含む県内全ての事業所の従業員数を記入してください。
- ⑨ 作成者の所属、氏名及び連絡先等を記入してください。  
内容に不明な点等がある場合、県からご連絡することがあります。また、翌年度以降にも連絡が取れる電子メールアドレス（組織アドレス等）の記入をお願いいたします。
- ⑩ 自動車運送事業者以外で自動車を対策地域内において30台以上使用している事業者には、計画書作成後に自動で「○」が入力され、「自動車使用管理状況計画書」シートに必要な情報が転記されます。

## B) 計画事業所

### 1. 事業所別の自動車の状況

令和○年○月○日現在		1		2		3		4	
事業所等の番号		1		2		3		4	
事業所等の名称		本社		銚子支店					
事業所等の所在地		千葉市中央区市場町1-1		銚子市小根本7					
種類	車両総重量	計	台数	台数	台数	台数	台数	台数	台数
普通貨物	1.7t以下	1	1						
	1.7t超～2.5t以下								
特殊自動車	2.5t超～3.5t以下								
	3.5t超	5	1	4					
乗用自動車		52	40	12					
合計		63	47	16					

- ① 計画した年月日を記入してください。  
※継続して計画書を提出する事業者には、日付が自動で入力されます。
- ② 車を使用していない事業所を含む県内全ての事業所の情報を記入してください。
- ③ 「計画自動車一覧」シートに情報を記入すると自動で入力されます。

## C) 計画自動車一覧

作成に当たっては「自動車検査証」をお手元に用意し、内容を確認しながら記入してください。エラーが表示されたときの対処法については、P13を参考にしてください。

番号	自動車登録番号				初度登録年月		自動車の種別	型式の識別番号	車両総重量(kg)	燃料種類	排出ガス低減装置		車両区分	
	使用の本拠	分類番号	文字	指定番号	元号 R:令和 H:平成 S:昭和	年					月	NOx・PM低減		PM低減
1	1	千葉	330	お	1	H	21	10	乗用車(軽乗用を除く)	DBA	1,875	ガソリン		新☆☆☆☆
2	1	千葉	800	お	110	H	15	3	特種車(それ以外)	KK	5,030	軽油	あり	他(軽油)
3	1	千葉	300	お	1	R	2	4	乗用車(軽乗用を除く)	5AA	1,805	ハイブリッド(ガソリン)		ハイブリッド

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	型式指定番号	種類別番号
千葉 300 お 1	令和 2年 4月	普通	乗用	1900*	100*
車名			車体の形状		
スバル			ステーションワゴン		
車台番号			燃料の種類	総排気量又は定格出力	
GTE-O2***			ガソリン	1.99L	
型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
5AA-GTE	FB20-MA1	900kg			630kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅
5人		1530kg	1805kg	406cm	180cm
高さ 155cm					
株式会社千葉コーポレーション 備考 [千葉] 新規登録 自動車重量税額 ¥ 22,500 令和2年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 ハイブリッド車 平成28年騒音規制車 * * * * *					

ハイブリッド車の場合は「ハイブリッド(ガソリン)or(軽油)」と記入。  
プラグインハイブリッド車の場合は「プラグインハイブリッド(ガソリン)or(軽油)」と記入。

備考欄に「NOx・PM法対応変更有。」と記載があるとき選択。  
「NOx・PM適合」の記載だけの場合は入力不要です。

### ① 事業所等の番号

「B) 計画事業所」で記入した情報を参照し、記入してください。

例) 本社で使用している車両の場合、「計画事業所」シートの事業所等の番号が「1」なので「計画自動車一覧」の事業者等の番号欄に「1」を記入

「計画事業所」		「計画自動車一覧」	
1 事業所別の自動車の状況		2 自動車一覧	
令和	○年○月○日現在	番号	事業所等の番号
事業所等の番号	1	1	1
事業所等の名称	本社	2	1
事業所等の所在地	千葉市中央区市場町1-1	3	1

② 自動車登録番号

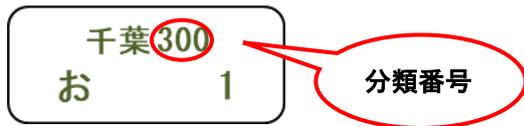
計画時に使用している**県内ナンバー車両**の自動車登録番号を記入してください。

③ 自動車の種別

下記<ナンバー別種別一覧>を参考に自動車の種別を記入してください。

ナンバープレートの「分類番号」を入力すると該当の種別がプルダウンメニューから選択できるようになります。

2ナンバーと8ナンバーについてはプルダウンで2種類抽出されますので、どちらかを<ナンバー別種別一覧>を参考に選択してください。



2 自動車一覧

事業所等の番号	自動車登録番号				初度登録年月			自動車の種別	型式の識別番号
	使用の本拠	分類番号	文字	指定番号	元号 R:令和 H:平成 S:昭和	年	月		
1	千葉	330	お	1	H	21	10	乗用車(軽乗用を除く)	DBA
2	千葉	800	お	110	H	15	3	特種車(それ以外)	KK
3	千葉	300	お	1	R	2	4	乗用車(軽乗用を除く)	
4								乗用車(軽乗用を除く)	

① 分類番号「300」を入力

② プルダウンメニューを選択すると、「乗用車（軽乗用を除く）」が自動的に抽出され選択できます。

<ナンバー別種別一覧>

1ナンバー	「普通貨物車」
3、5、7ナンバー	「乗用車（軽乗用を除く）」
4、6ナンバー	「小型貨物車」
2ナンバー	「大型バス」（乗車定員が30人以上） 「マイクロバス」（乗車定員11人以上29人以下）
8ナンバー	「特種車（乗用系）」（乗用車・バスをベースにしたもの） 「特種車（それ以外）」（バン・トラック等をベースにしたもの）
0、9ナンバー	「特殊自動車」※報告対象外

④ 型式の識別番号

「型式」欄のハイフンより前のアルファベットや数字の1～3文字を記入してください。プルダウンメニューから選択もしくは半角入力できます。



⑤ 車両総重量

「車両総重量」欄の数値を記入してください。

※「車両重量」と間違えないように注意してください。

⑥ 燃料の種類

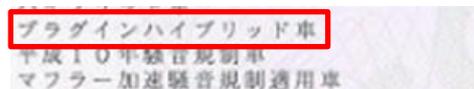
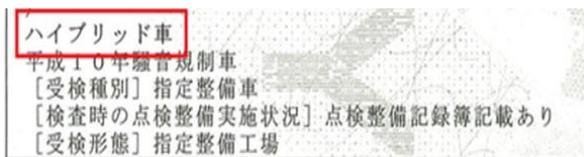
車検証の「燃料の種類」欄及び「備考欄」を確認し、＜燃料の種類リスト＞を参考に、該当する燃料の種類をプルダウンメニューから選択してください。

＜燃料の種類リスト＞

軽油	ガソリン
液化石油ガス(LPG)	天然ガス(CNG)
ハイブリッド(ガソリン)	ハイブリッド(軽油)
電気	燃料電池(圧縮水素)
メタノール	プラグインハイブリッド(ガソリン)
プラグインハイブリッド(軽油)	

※プラグインハイブリッド車で、燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されている場合は、「プラグインハイブリッド(ガソリン)」と記入。

(車検証備考欄の記載例)

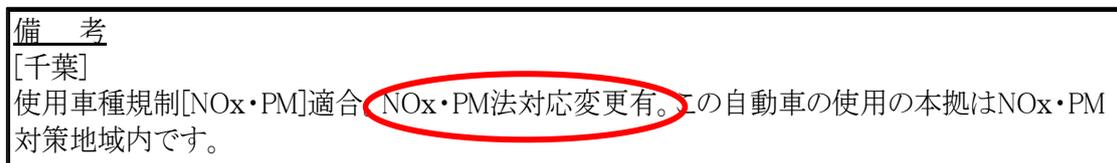


⑦ 排出ガス低減装置

装置を後付けしている車両について、下記のとおり記入ください。

■ NOx・PM 低減

下記のように車検証の「備考」欄に「NOx・PM 法対応変更有」等の記載があれば「あり」と記入してください。「NOx・PM 適合」の記載のみの場合は記入不要です。



■ P M低減

九都県市指定粒子状物質減少装置を装着している場合は「あり」と記入してください。

なお、**車検証では装着確認が出来ない**ため、㊦装置装着証明書の有無もしくは㊩車両ステッカーの貼付で確認をしてください。

㊦ <装置装着証明書例>

粒子状物質減少装置装着証明書			
装置メーカー	△△自動車株式会社		
装置名	□□□□	指定番号	○○○-C
車台番号	AA1ABC00001	装着年月日	平成20年6月30日
装着施工会社名・住所・電話番号		千葉市中央区中央○丁目○番地 ○○○株式会社整備工場 電話番号043-123-4567	

㊩ <車両ステッカー例>



※装着した事業者によって書式は異なります

⑧ 車両区分

②～⑥を記入すると自動で入力されます。

※自動で入力されない場合は、自動車登録番号～燃料種類までの車両情報の組み合わせを再確認してください。

<例>

車種：乗用車(軽乗用を除く)  
型式：DBA 総重量：1,875kg  
燃料種類：ガソリン



車両区分：新☆☆☆☆

<車両区分の内訳>

低公害車	天然ガス、ハイブリッド、プラグインハイブリッド、新☆☆☆、新☆☆☆☆、新☆☆☆☆☆、新長期、新☆ (新長期)、ポスト新長期、H28・30 規制、電気、メタノール、燃料電池
低公害車ではない車両	その他 (ガソリン・LPG)、その他 (軽油)

次の一覧も参考にしてください。(ハイブリッド・プラグインハイブリッド車以外)

(説明文中の「アルファベット3桁」とは、車検証の型式欄のハイフンより前のアルファベットまたは数字を表します。)

ガソリン・LPG	新☆☆	アルファベット3桁で「C」、「M」、「4」から始まるもの	
	新☆☆☆☆	アルファベット3桁で「D」、「R」、「5」から始まるもの	
	新☆☆☆☆☆	アルファベット3桁で「6」から始まるもの	
	その他 (低公害車以外)	上記3つ該当しないもの	
軽油	新長期	アルファベット3桁で下記3つ (新☆ (新長期)、ポスト新長期 H28・30規制) に該当しないもの	
	新☆	アルファベット3桁で「N」、「P」、「B」から始まるもの (ステッカーは3種類有)	  
	ポスト新長期	アルファベット3桁で「L」、「F」、「M」、「R」、「S」、「T」、「Q」から始まるもの	
	平成28年規制、平成30年規制	アルファベット3桁で「2」、「3」、「4」、「5」、「6」から始まるもの	
	その他 (低公害車以外)	上記4つ該当しないもの	

#### <計画自動車一覧でエラー表示が出た場合>

各項目において、未入力の場合はセルの色が赤色に変わります。

修正が必要な場合にはセルの色が黄色に変わり、文字が赤字になりますので、下記のとおり修正してください。

セル名	原因	エラーの解除方法
指定番号	数字の前に0や数字以外の記号を入力した	ナンバープレートの数字のみを入力、0001の場合は1と入力。「*」などの記号も不可
初度登録 (年・月)	未来日を入力した	車検証を参考に入力
自動車の種別	異なる種別を入力した	セルをクリックし、候補に出てきた種別から選択
燃料種類	燃料の選択に誤りがある	車検証を確認の上、正しい燃料種類を選択 (プラグインハイブリッド車の場合は、ハイブリッドではなくプラグインハイブリッドを選択)
後付け装置	不要の型式に「あり」と入力した	Delete ボタンで削除し、空欄に戻す
車両区分	自動入力されない	自動車登録番号～燃料種類までの車両情報の組み合わせに誤りがないか再確認する

※上記のエラー解除方法で修正できなかった場合は、お問い合わせください。

## D) 計画代替

3 自動車の低公害車等への代替計画及び自動車に対する排出ガス低減装置装着計画

	現状の台数 令和〇年〇月〇日現在	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		合 計		
		減少 台数	新規 使用 台数	保有台数 (令和12年度)										
低 公 害 車 等 へ の 代 替	天然ガス自動車	①	②									③		
	ハイブリッド自動車	1												
	プラグインハイブリッド自動車													
	グ ヘ イ ン フ ィ ン カ ソ リ ン ハ イ ブ リ ッ ド 自 動 車 及 び P L E V G 新☆☆☆☆													
	新☆☆☆☆	1												
新☆☆☆☆☆														
画	合 計													
	うち低公害車の合計													
排 出 ガ ス 低 減 装 置 着 車 の 合 計	排出ガス低減装置 装着車の合計													

① 現状の台数

「計画自動車一覧」シートを記入すると自動で入力されます。

② 各年度の代替計画

計画をした年度から令和 12 年度までの低公害車への代替計画を記入してください。

③ 合計

令和 12 年度までの保有台数・新規使用台数・減少台数の合計が自動で入力されます。

## E) 計画措置

### 4 自動車に係る適正運転の実施等に関する計画及び自動車の走行量削減のための措置に関する計画

計画事項	計画の有無	計画項目	内容
適正運転の実施等に関する計画	あり	①	エコドライブマニュアルの作成、配布 ○ エコドライブに関する教育、訓練の実施 ○ エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等) <b>○ アイドリングストップの徹底</b> デジタル式運行記録計等の活用 優良ドライバー表彰 その他
		あり	○ 日常点検・整備マニュアルの作成、配布 ○ 日常点検・整備に関する教育、訓練の実施 ○ 日々の始業点検・定期点検の完全実施 エアークリーナーの定期的な点検 ○ 運転日報の作成 その他
		なし	蓄熱マット・蓄冷式クーラー等の補助装置の導入 その他
及び物流拠点の整備等			路上駐停車の目録 その他
その他	なし		ISO14001の認証を取得 エコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証を取得 グリーン経営認証の取得 環境報告書の作成 その他
上記についての特記事項 (独自の取組について記載してください)			

#### 「アイドリングストップの徹底」について

千葉県の条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務付けられています。

計画項目の内容に「アイドリングストップの徹底」と記載がありますので、運転者に「**自動車を駐車または停車する際、エンジンを停止する**」ということの周知を徹底してください。

#### ① 計画項目

該当する計画項目に「○」を入力してください。

また、各計画事項で計画項目以外に取り組む内容がある場合は、その他に具体的な内容を記入してください。

#### ② 計画の有無

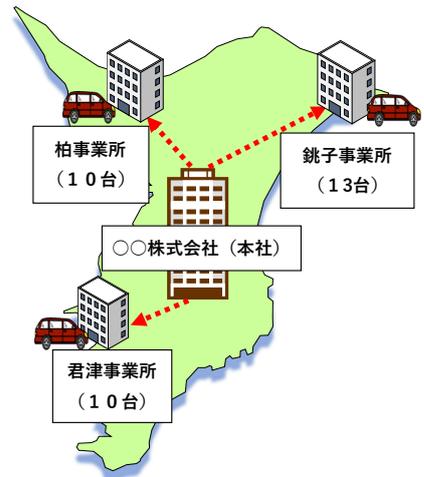
①で「○」を選択すると自動的に「あり」と入力されます。

## 自動車環境管理計画書 Q&A

Q 1. 事業所が複数あり、各事業所の使用台数が 30 台未満の場合、提出は必要ですか。

A 1. 事業所ごとの使用台数が 30 台未満であっても県内にある事業所の使用台数が合計 30 台以上であれば**提出が必要**です。

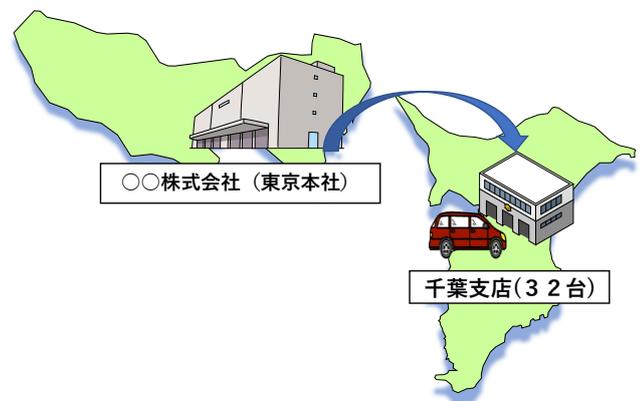
例) 柏事業所 (10 台) 銚子事業所 (13 台)・君津事業所 (10 台) の合計で 33 台使用している→**提出が必要** (右図参照)



Q 2. 本社が県外の場合、提出は必要ですか？

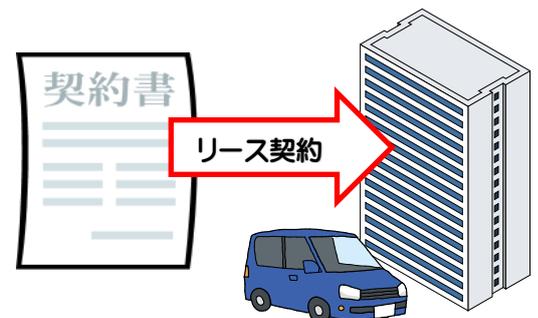
A 2. 他県に本社があっても、県内に事業所があり、車検証の「使用の本拠の位置」が県内の場合は対象となります。

例) 東京に本社があるが、千葉支店で 32 台使用している→**提出が必要** (右図参照)



Q 3. リース (レンタル) の車両は対象になりますか？

A 3. 車検証の「使用の本拠の位置」が千葉県内の場合、対象車両となります。  
※但し、自動車環境管理計画書を作成する際に契約しているものに限りです。



## 6. 自動車使用管理計画書の作成方法

自動車 NOx・PM法で規定する千葉県内の対策地域内を使用の本拠として特定自動車を30台以上使用している自動車運送事業者等以外の事業者は、自動車NOx・PM法に基づく「自動車使用管理計画書」を提出する義務があります。

### ○ 計画表紙

「自動車環境管理計画書」の作成後、「自動車使用管理計画書」の提出が必要な事業者には、「計画表紙」に「○」が入力され、「使用計画表紙」シートに**必要な情報が自動で反映**されます。

○	「自動車使用管理計画書」提出
---	----------------

整理番号	B-000
------	-------

令和  年  月  日

千葉県知事 様

〒	260 - 8667
住 所	千葉市中央区市場町1-1
フリガナ	〇〇〇カブシキガイシャ
氏名又は名称	〇〇〇株式会社
代表者役職名 氏名	代表取締役 〇〇 〇〇

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

### 自動車環境管理計画書

千葉県環境保全条例第55条の2第1項の規定により、自動車環境管理計画を次のとおり提出します。

特定事業者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社		
千葉県における主たる事業所の所在地	〒: 260 - 8667 : 千葉市中央区市場町1-1		
使用する自動車の台数	63	台	
業 種	その他のサービス業	番 号	95
従 業 員 数	100	人	
自動車環境管理計画	別添のとおり		
担当者の所属、氏名及び連絡先	所 属	□□部△△課	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	電 話	043-***-****	
	電子メールアドレス	<a href="mailto:abcd@efghijl.m.com">abcd @ efghijl.m.com</a>	

## ○ 使用管理計画表紙

台数は対策地域内の数値が自動で入力されます。台数以外の項目は、「計画表紙」シートの内容が反映されますので、誤りがないかご確認ください。

第一号様式(第一条)

整理番号 B-〇〇〇

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

千葉県知事 様

〒 260 - 8667

住所 千葉県中央区市場町1-1

フリガナ 〇〇〇カブシキガイシャ

氏名又は名称 〇〇〇株式会社

代表者役職名 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

### 自動車使用管理計画書

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条の規定により、特定自動車の使用管理計画を次のとおり提出します。

特定事業者の氏名又は名称	〇〇〇株式会社		
千葉県における主たる事業場の所在地	〒 260 - 8667	千葉県中央区市場町1-1	
使用する自動車の台数	47	台	
業 種	その他のサービス業	番 号	95
従 業 員 数	100	人	
自動車使用管理計画	別添のとおり		
担当者の所属、氏名及び連絡先	所 属	□□部△△課	
	氏 名	〇〇 〇〇	
	電 話	043-***-****	
	FAX	043-***-****	
	Eメール	<a href="mailto:abcd@efghijl.m.com">abcd @ efghijl.m.com</a>	
※ 受付欄			

備考  
※の欄には記載しないこと。

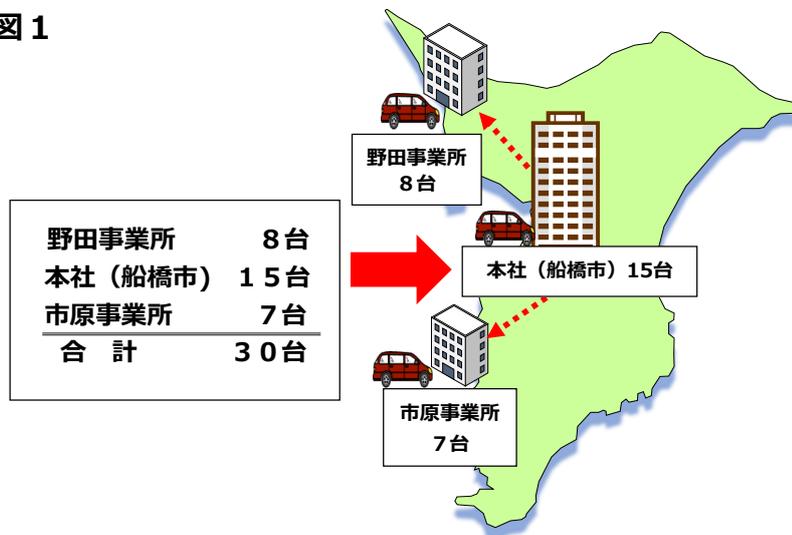
## 自動車使用管理計画書 Q&A

Q 1. 自動車使用管理計画書を提出する必要があるかどうか判断すればよいですか？

A 1. 自動車運送業等以外の事業者で、車検証の「使用の本拠の位置」が千葉県内の**対策地域**となっている自動車の合計が30台以上の場合は**提出が必要**です。

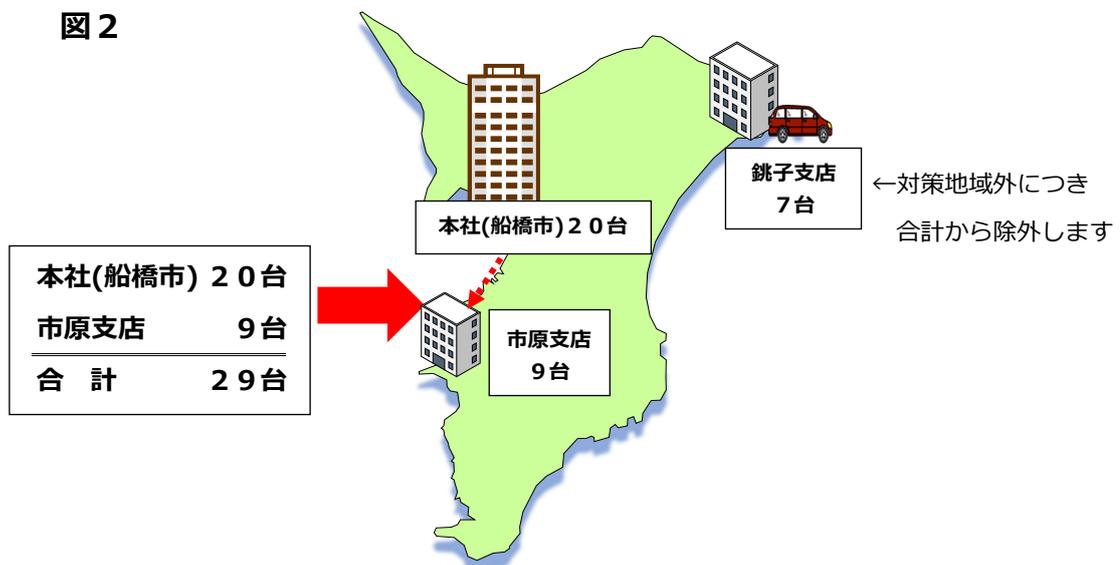
例1) 野田事業所(8台)・本社(15台)・市原事業所(7台)の合計で30台使用している→**提出が必要**(下図1参照)

図1



例2) 本社(20台)・市原支店(9台)・銚子支店(7台)で使用している→**提出不要**(下図2参照)

図2



## 7. 自動車環境管理者選任・解任届出書の記入例

**記入例** 年 月 日

千葉県知事 様

〒260-8667  
住 所 千葉市中央区市場町1-1

氏 名 ○○○○ 株式会社  
代表取締役 □□ △△  
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

自動車環境管理者 **選任** 届出書  
解任

千葉県環境保全条例第55条の5第2項の規定により、自動車環境管理者を次のとおり  
**選任** しましたので届け出ます。  
解任

自動車環境管理者	選任 解任	年月日	年月日	選任 解任	事由
	所属	総務部総務課			(例) 新規選任のため。
	氏名	△△ ○○			
自動車環境管理者	選任 解任	年月日	年月日	選任 解任	事由
	所属				
	氏名				
連絡先	総務部総務課 ○○ ○○ (電話 043-000-0000 ) (FAX 043-000-0000 ) (e-mail abcdefgh.ijk.lm )				
※ 受付欄					

備考 ※印の欄には記載しないこと

自動車環境管理者を選任する際に届出をしてください。

自動車環境管理者とは・・・

- ① 自動車環境管理計画書について実施状況を把握している
- ② 自動車の運行等に従事する者に指導及び助言をしている
- ③ 自動車の使用に伴う環境負荷の低減するための業務をしている

## 8. 自動車環境管理計画書変更届出書の記入例

**記入例** 年 月 日

千葉県知事 様

〒260-8667  
住 所 千葉市中央区市場町1-1

氏 名 ○○○○ 株式会社  
代表取締役 □□ △△  
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自動車環境管理計画書変更届出書

千葉県環境保全条例第55条の2第3項の規定により、自動車環境管理計画の変更を次のとおり届け出ます。

特定事業者の氏名又は名称	○○○○ 株式会社
特定事業者の所在地	千葉市中央区市場町1-1
変更した事項	(例) 本社の所在地 事業所の追加 支店の廃止
変更の理由	(例) 本社の移転による 会社の吸収合併(吸収分割)による
変更後の自動車環境管理計画	□別添のとおり □添付なし(計画書の数値には変更ありません) *該当する方に✓を入れる
変更年月日	年 月 日
連絡先	総務部総務課 ○○ ○○ (電話 043-000-0000 ) (FAX 043-000-0000 ) (e-mail abcdefgh.ijk.lm )
※ 受付欄	

備考 ※印の欄には記載しないこと

下記の例のように、自動車環境管理計画書の内容に変更あった場合は届出が必要となります。

- 例) 氏名又は名称の変更  
所在地の変更  
分社化・合併  
使用車両の大幅な増減など

なお、変更内容によって自動車環境管理計画書の提出が必要になる場合があります。

詳細については大気保全課までお問い合わせください。

TEL : 0 4 3 - 2 2 3 - 3 5 5 7